

平成20年度 第1回屋外広告物条例説明会 Q&A  
追加回答

Q4: 無許可で設置されている野立広告物の隣に新規の野立広告物を設置する場合、広告物の相互間の距離は30m以上とする規制を受けるのか

A4: 山梨県屋外広告物条例は、違反広告物の存在を前提に定められたものではないため、新規申請の野立広告物は、違反広告物との相互間の距離を30m以上とする規制を受けずに設置することができます。

